

後発医薬品（ジェネリック医薬品） の使用推進について

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・安全な情報提供・安定供給等、後発医薬品の使用を促進するための体制を整備し、有効かつ安全な製品を採用しております。

後発医薬品への変更について、ご理解とご協力をお願いいたします。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談下さい。

独立行政法人労働者健康安全機構
長崎労災病院長

医薬品について患者さんへのお願い ～医薬品の供給が難しくなっています～

現在、一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。また、新型コロナウイルス等の感染症により流通のひっ迫も発生しています。

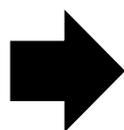
当院では、患者さんに必要な医薬品を確保するため、供給状況を踏まえつつ、患者さんにご説明したうえで
同一成分・同一薬効の医薬品への変更、処方日数の変更
などを行う場合があります。

また、保険薬局とも連携のうえ、一般名処方（お薬をメーカー・銘柄を指定せず記載すること）を行っておりますのでご理解・ご協力よろしくお願い致します。

【参考：処方せんイメージ】

銘柄名処方

原則、商品名の調剤



一般名処方

有効成分が同一であればどの
ジェネリック医薬品も調剤可能

独立行政法人労働者健康安全機構
長崎労災病院長